2 大府市社会体育施設を利用するための団体登録について

大府市社会体育施設を利用するためには、以下の人数で団体を構成し、団体登録をする必要があります。団体登録手続きは、大府市民体育館または大府体育センターにある所定の申請書に、責任者及び団体の構成員を記入し、大府市民体育館または大府体育センター受付窓口に提出していただきます。登録手続きが完了しましたら大府市社会体育施設の利用や施設予約をすることができます。

(この団体登録では、大府市学校開放施設の利用はできません。)

※団体登録は2年毎に更新手続きが必要となります。

(平成29年4月1日~平成31年3月31日)

- ○大府市民体育館利用の場合
 - 10名以上の登録が必要です。
- ○大府体育センター利用の場合
- 10名以上で過半数が知多5市5町(大府・半田・常滑・東海・知多・阿久比・東浦・南知多・美浜・武豊)在住、在勤、在学者の登録が必要です。
- ○テニスコート利用の場合
 - 5名(家族の場合は2名)以上で市内在住、在勤、在学者の登録が必要です。
- ○屋外施設(各グラウンド)利用の場合
 - 10名以上で市内在住、在勤、在学者の登録が必要です。
- ※大府市民体育館、大府体育センター、横根グラウンド、大府市営テニスコート、横根フットサルコートは、知多5市5町広域利用施設の登録ができます。広域利用施設の登録ができる市町は、知多5市5町の在住、在勤、在学者の方です。
- ※詳細は、大府市民体育館または大府体育センター受付窓口にてご確認ください。